

令和3年度第1回生駒市法令遵守委員会会議録（要旨）

日 時：令和3年7月12日（月）午後1時30分～午後2時50分

場 所：生駒市役所 3階 302会議室

出席者：【委員】 丹羽委員長、九鬼委員、八木委員

【事務局】 杉浦総務部長、飯島総務課長、立田総務課課長補佐、
大石総務課法制係長、葛葉総務課係員

会議内容：

1 令和2年度第9回委員会会議録の確認

・意見なしにより承認

2 法令遵守推進制度の運用状況（令和3年2月～令和3年5月分）について

（事務局） 今回は令和3年2月から令和3年5月までの4か月分の報告になる。令和2年度分の令和3年2月及び令和3年3月の2か月分について、資料2-1、3-1、4-1で説明。個人から5件、公職者から6件、団体・法人から1件の計12件の要望等記録があり、不当要求行為が疑われるという報告があった。続いて、令和3年4月及び令和3年5月の2か月分について、資料2-2、3-2、4-2で説明。個人から2件、公職者から7件の計9件の要望等記録があり、不当要求行為が疑われるという報告はなかった。

（委員長） 令和2年度のNo.65、No.66について、同じ人からの要望なのか。

（事務局） 同じ要望者からの要望である。

（委員長） 日を空けて同じ要望をしてきているようであるが、不当要求行為の可能性有り
で報告はされているが、これはその後どういう風に進んでいったのかご報告が
あれば伺いたい。

（事務局） 防災用の資材を仮置きするためのストックヤード設置の事業を進めるに当たっ
て、近隣の方から置く物によっては土地に影響がでるということで要望があり、
説明をした上で事業を実施するよう進めてはいたもの。土地の買収のこともお
っしやられていたため不当要求の可能性有り
で報告された。他の課と連携する
必要があるようなことがあれば、全庁的な対応も考えていかないとけないと
いうことは協議はしていたが、実際のところは近隣の土地の所有者の方に充分
な説明もして納得いただいた上で事業を進めるべきであったということ、置
いていた土のうを取り除き、一旦更地に戻した状態で置いている状況である。
要望者を含めた近隣の方にご理解をいただいた上で事業を進めるという方針と
聞いている。

（委員長） 最終的には不当要求行為としての対応は必要ないと判断をしたということか。

（事務局） そういうことである。

（委員） この中で、用地買収については学研推進室に相談してもらおうとあるが、これは
どうということか。

（事務局） 土地の買収については担当課の範疇を超えるためということであろうかと思
う。

- (委 員) No. 66 の報告書の対応方針で用地買収については学研推進室に相談してもらおうとあるが、その後要望者は学研推進室に行かれたのか。報告書は提出されていないのか。
- (事務局) はい。
- (委 員) 不当要求行為の可能性有りの項目で「正当な理由なく特定の者に対して有利又は不利な取扱いをすることを求める行為」にチェックを入れているのは、事業を止めろという要望であるからということか。
- (事務局) そういふことであると思う。
- (委 員) No. 73 と No. 76 は、内容的に不当要求ではないのか。
- (事務局) No. 73 については、食材の関係等で献立の変更が生じたことの事前の周知についてであるが、当日のことであるので事前の周知はなかなかできない中での苦情のようなものと受け止めている。
- (委 員) No. 76 については、要望者の発言を見ていると不当要求行為のように思うが、担当者にとっては日常の対応においてもよくあることのように受け止めているのかもしれない。
- (委 員) 令和 3 年度の No. 4 については、内容的に不当要求行為ともいえるのではないか。
- (事務局) その後特に何も無いということと、職員の対応に腹を立て声を荒げたようだが、何かを要求しているということもないため、不当要求行為の可能性有りとはしなかったようである。
- (委 員) No. 9 についても不当要求行為とはいえないか。
- (事務局) No. 9 についても職員の窓口対応に対する苦情であるが、その後の経過を確認すると、引き続き謝罪を要求するようなこともなく、一時的に立腹されたものと判断したようである。

3 令和 2 年度報告書（案）について

- (委 員) 運用状況についての意見の「本来記録すべきものが記録されていないことが原因とは考えづらいが」という表現があるが、報告書でこのような形で報告してからの 2 年間ぐらいの経過を見ていると、今回もこの表現のままでいいのか疑問ではある。
- (委 員) 運用状況についての意見の最後の部分の公益目的通報が 1 件あったという報告であるが、これはこの制度が始まって以来初めて出てきたものであるから、その旨を記載した方がよいのではないか。
- (委 員) まとめて昨年度も報告している学校現場との意見交換については、令和 2 年度においてもできなかったこともあり、コロナ禍ではあるが、今後 1 回でも開催したいと思う。
- (委員長) 不当要求行為の可能性の記載状況については、緩やかにではあるが、条例どおりの不当要求行為の可能性の判断の運用に近づいてきているように思う。
- (委 員) 不当要求行為の可能性有りて報告することに対する職員の気持ちのハードルを下げられるように運用を改めていくことも考えるべきかもしれない。

4 その他

- ・次回の会議は、9月15日（水）午後1時30分から開催

〔配布資料〕

- 〔資料1〕令和2年度第9回法令遵守委員会会議録（案）
- 〔資料2-1〕法令遵守推進制度の運用状況表（令和2年4月～令和3年3月分）
- 〔資料2-2〕法令遵守推進制度の運用状況表（令和3年4月～令和3年5月分）
- 〔資料3-1〕要望等記録一覧表（令和3年2月～令和3年3月報告分）
- 〔資料3-2〕要望等記録一覧表（令和3年4月～令和3年5月報告分）
- 〔資料4-1〕要望等記録票兼報告書（令和3年2月～令和3年3月分）
- 〔資料4-2〕要望等記録票兼報告書（令和3年4月～令和3年5月分）
- 〔資料5〕令和2年度法令遵守推進制度に係る報告書